

石塚壮太郎『国家目標の法理論』（2025年）細目次

初出一覧 ix

凡例 x

序章	3
第1節 本書の問題意識	3
第1項 国家目標と憲法	4
第2項 国家目標と客観法	5
第3項 国家目標と公共の福祉	6
第4項 国家目標と憲法上の権利	8
第2節 本書の射程と限界	10
第3節 本書全体の構成	12

第1部 規範類型としての国家目標規定

第1章 国家目標規定の成立とその意義	17
第1節 国家目標規定の定義	18
第2節 ワイマール憲法期までの基本権と国家目標規定の区別	19
第3節 ドイツ基本法における規範カテゴリーとしての国家目標規定の成立	24
第1項 国家目標規定という概念の成立——社会国家原理を素材に	24
第2項 国家目標規定という規範カテゴリーの成立——基本法改正へ	29
第4節 基本権か、国家目標規定か	33
第5節 中間総括	36
第2章 国家目標規定の規範構造	39
第1節 構成要素	40
第1項 法的拘束力	40
1 プログラム規定	40
2 国家目的・国家目標	41
第2項 義務名宛人としての国家	41
第3項 「非」主観性	42
1 基本権	44
2 社会的基本権	44
第4項 目標設定（公共の福祉の方向づけ）あるいは実体的な価値決定	45
1 制度的保障	45
2 権限規範	46
3 構成原理	46

第2節 法的構造	46
第1項 条件プログラムと目的プログラム	47
第2項 原理とルール	50
第3項 核心領域と周辺領域	54
第3節 法的作用	57
第1項 目標の法的拘束力の射程	57
第2項 機関ごとに対する作用	58
1 立法府	59
2 執行府	61
3 司法府	64
第4節 国家目標規定に基づく司法的統制	64
第1項 ゾンマーマンの見解——憲法裁判所による統制を前提として	65
1 規範統制の基準としての国家目標規定——明白性の原則	66
2 不作為の憲法違反の基準としての国家目標規定——恣意の禁止	67
第2項 ハーンの見解——ドイツの裁判所による統制を前提として	69
1 行政行為の国家目標適合性	69
2 立法行為の国家目標適合性	69
第3項 小括	71

第2部 国家目標の位相

第3章 国家目的と国家目標	75
第1節 国家目的論の衰退と復権	76
第1項 19世紀における国家目的論の衰退	76
第2項 現代国家目的論	81
第2節 国家目的・国家目標・国家任務	85
第1項 メラースの整理	86
第2項 リンクの整理	87
第3項 レスの整理	87
第4項 小括	88
第3節 ゾンマーマンによる国家目標の分析	90
第4章 国家目標の「憲法理論」的役割	95
第1節 国家目標規定をめぐる議論	97
第1項 国家目標規定とは何か	97
第2項 例としての社会国家原理	99
第2節 「憲法理論」の役割	100
第1項 憲法教義学と「憲法理論」との分離——参加者か観察者か	100
第2項 憲法教義学と「憲法理論」との（条件つき）融合——解釈仮説と実定法化の証明	102
第3項 「憲法理論」の内容	102

第3節 国家目標規定の憲法教義学と「憲法理論」…………… 103

第1項 憲法の規律スタイルと解釈の方向性…………… 103

第2項 国家目標規定の憲法解釈…………… 105

1 社会国家原理 106 2 「生存権」と生存権 107

3 環境保護条項 108 4 動物保護条項 109

第3項 国家目標規定の「憲法理論」…………… 109

1 ドイツにおける「生存権」誕生 110

2 ドイツにおける環境/動物保護条項の制定過程 110

3 環境保護における人間中心主義と生圏中心主義 111

4 その他 112

第4項 国家目標規定の発展的循環…………… 112

第4節 中間総括…………… 113

第3部 国家目標規定の規範的展開

第5章 憲法による公共の福祉の実現…………… 117

第1節 公共の福祉の具体化…………… 117

第2節 基本的国家目標…………… 119

第3節 憲法上の国家目標秩序…………… 122

第4節 中間総括…………… 123

第6章 国家目標規定の目標促進機能…………… 125

第1節 国家目標規定と具体化法
——プラットフォームとしての部分憲法…………… 126

第1項 部分憲法という概念…………… 127

第2項 国家目標規定の立法による実現と憲法の留保…………… 128

第3項 部分憲法の統合規範としての国家目標規定…………… 129

第2節 国家目標規定の規範的具體化の種類…………… 130

第1項 国家目標規定の内容的具體化…………… 132

第2項 国家目標の手段的具體化…………… 134

第3項 部分原則の導出…………… 136

第4項 小括…………… 138

第3節 社会国家原理の立法による具体化およびその憲法的再構成…………… 139

第1項 社会国家原理の内容的具體化…………… 140

1 立法による具体化 140 2 解釈による再構成 141

第2項 社会国家原理の手段的具體化…………… 143

1 社会法の基本構造 143

2 社会保険と社会扶助 145

(1) 社会保険——保険原理と連帯原理 145

(2) 社会扶助——需要充足原則、補充性原則および個別化原則 146

(3) 小括 146

第4節 環境・動物保護国家目標の憲法上の展開と司法的統制…………… 147

第1項 憲法上の気候保護要請…………… 148

1 気候保護決定 148 2 基本法20a条と気候保護 149

3 基本法20a条に基づく気候保護審査 153

第2項 憲法上の動物保護…………… 153

第5節 中間総括…………… 154

第7章 国家目標規定の基本権制約機能…………… 156

第1節 国家目標規定と基本権制約…………… 157

第1項 基本的機能…………… 157

第2項 基本権制約機能…………… 158

第2節 基本権の制約根拠としての国家目標規定…………… 161

第1項 社会国家原理…………… 161

1 法律の留保を伴う基本権の制約 161

(1) 契約の自由の制約——価格統制法事件 161

(2) 所有権の制約——狂犬病事件 162

2 留保なき基本権の制約 162

(1) 団結権の制約——賃金補償条項事件 162

(2) 芸術の自由の制約——平屋根家屋事件 163

第2項 環境保護…………… 164

1 法律の留保を伴う基本権の制約
(職業の自由・所有権の制約——遣伝子工学法事件) 164

2 留保なき基本権の制約 165

(1) 芸術の自由の制約——巨大モニュメント像事件 165

(2) 信仰の自由の制約——自然公園内埋葬地事件 165

第3項 小括…………… 166

第3節 基本法20a条「動物保護」導入前後の状況
——動物保護の法的位置づけ…………… 167

第1項 動物保護が憲法化される以前の状況…………… 167

1 学問の自由の制約 168

(1) 研究の自由の制約 169

(2) 教授の自由の制約 171

2 芸術の自由の制約 172

3 信仰の自由の制約 173

4 「動物保護」の法的位置をめぐる交錯 175

第2項 「動物保護」が憲法化された後の状況…………… 176

1 2002年導入直後の学説状況 176

2 裁判所の動向 177

(1) 学問の自由の制約——その後 178

(2) 信仰の自由の制約——その後 178

3 なぜこのような状況が生じたのか? 179

第4節 国家目標規定と国家目標秩序…………… 179

第1項 国家目的と国家目標…………… 180

第2項 基本法における国家目標秩序	180
第5節 中間総括	182
第4部 国家目標の基本権による実現	
第8章 「生存権」——最低限度の生存を保障する権利	187
第1節 「生存権」の輪郭	188
第1項 第一次ハルツIV判決	188
第2項 「生存権」をめぐる議論	190
1 基本権か、国家目標規定か	192
(1) 憲法異議の出訴可能性	192
(2) 異なる規範的拘束力と裁判所による統制の限界	193
2 基本権への立法者の関与	195
第2節 「生存権」の構造および内容	195
第1項 主観的権利としての構造	196
1 「枠組み基本権 (Rahmengrundrecht)」という構成	196
(1) 社会的基本権への3つのアプローチ	196
(2) 枠組み基本権	198
2 「枠組み基本権」という構成の検討	199
(1) 枠組的権利 (Rahmenrecht) の特徴	199
(2) 枠組的権利の淵源	200
3 「保障権 (Gewährleistungsrecht)」という構成	201
4 「保障権」という構成の検討	204
第2項 2段階の内容	204
1 生存最低限度とその「保障」	204
2 給付根拠・給付範囲・給付額	206
3 保障権か、枠組み基本権か	208
4 憲法上の枠組み	209
第3節 「生存権」に基づく審査	209
第1項 目的審査——審査対象の同定	210
第2項 給付額の妥当性——実体・内容論	210
第3項 手続的・方法論的妥当性	211
1 「最低限度」の測定・評価——手続・説明責任論	211
(1) 有用な計算手法が選択されたか	211
(2) 統計モデルの構造原理からの逸脱の正当化	211
(3) 適切な調査の有無	212
(4) 立法者の修正措置に対する評価	212
2 「最低限度」を充足する構造・枠組み——実体・方法仕組論	213
3 立法過程の統制の前提?	213
第4項 審査全体の評価	214
第4節 中間総括	215
第9章 「健康権」——疾病保険給付請求権	217

第1節 「健康権」の法的性質	219
第1項 国家目標としての「健康」	219
第2項 権利としての「健康」	220
1 生命および身体を害されない権利の発展段階——防御作用から請求作用へ	220
2 社会保険給付を求める権利?——給付請求作用	222
第3項 「健康権」とは何でありうるか?	222
1 「健康権」の諸相	222
2 「健康権」の限界	224
第2節 狭義の「健康権」の発見?——ニコラウス決定	225
第1項 ニコラウス決定	225
1 事実の概要	225
2 判旨	226
(1) 規範定立	226
(2) 当てはめ	228
第2項 憲法上の給付請求権としての「健康権」?	230
1 防御権か給付請求権か	231
2 本源的給付請求権か派生的給付請求権か	232
第3項 その後の展開	233
第3節 「健康権」に基づく審査	234
第1項 実体的統制か——極限事例への限定?	234
第2項 手続的・組織的統制か——連邦合同委員会の法的正統性	235
第4節 中間総括	236
補章 日本における社会権条項の法的性質	238
第1節 生存権判例に対する理解の新傾向	239
第1項 近時の判例理解	239
第2項 判例の評価	241
第2節 国家目標から主観的権利へ?	242
第1項 従来の諸学説	242
1 法的性質論	242
2 権利内容	244
第2項 学説の評価	244
第3節 枠組的権利としての生存権	244
第1項 枠組的権利とは何か	244
第2項 「枠組み」の内容	245
第3項 従来の判例・学説との関係	247
第4節 憲法25条(生存権)の解釈	248
第1項 1項・2項非区分論	248
1 判例——実質的にはひとつの目標	248
2 学説——ひとつないし2つの権利	249
第2項 1項・2項区分論	250
1 制度の性質による振り分け——2つの目標	250

2	法的性格による区別——ひとつの権利とひとつの目標	251
第3項	憲法25条2項について	251
1	憲法25条2項の法的性格	251
2	社会国家目標の法的機能	252
3	社会国家目標の範囲とその実現	254
第4項	小括	254
第5節	憲法27条(勤労権)の解釈	255
第1項	勤労権の基本事項	255
第2項	勤労の権利の法的性質および内容	256
第3項	勤労条件の法定および児童酷使の禁止	258
第6節	中間総括	259
終章		261
第1節	目的プログラムとしての憲法	261
第2節	人権カタログに眠る国家目標規定	261
第3節	広くて弱い権利論か, 狭くて強い権利論か, あるいはその中間	262
第4節	憲法における公共の福祉の展開	264
第5節	憲法による公共の福祉の実現	264
あとかき		268